

## 学習者用タブレットについてのQ&A

令和3年4月1日

宇城市教育委員会

Q 1. 利用について料金はかかりますか。

A 1. 無償貸与です。ただし、家庭のネットワークに接続した場合の通信料金は家庭負担となります。

Q 2. いつまで借りることができますか。

A 2. 貸出期間は、卒業する年度の2月末までとします。ただし、転校等、お子様が通学する学校の在籍期間が終了する場合には、その時点で学校に返却をお願いします。

Q 3. 充電は、家庭ですのでしょうか？

A 3. 学校で活用している間は、学校の充電保管庫(電源キャビネット)等で充電します。自宅で使用中、充電切れになった場合には、付属品として一緒に貸与する家庭用充電器で充電してください。

Q 4. 家庭に学習者用タブレットを忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？

A 4. 学習者用タブレットを忘れた児童生徒には、他の教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなど、教育的な指導を行います。その上で、他の児童生徒と一緒に活動するなど、学習に支障がないよう対応します。

Q 5. 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A 5. すでにインターネット環境がある家庭では、新たな契約をする必要はありません。学習用タブレットは Wi-Fi(無線 LAN)でインターネットへの接続を行いますので、家庭に Wi-Fi の環境がなければ、今後整備していただく必要があります。インターネット環境のない家庭や Wi-Fi 環境の整備が難しい家庭に対しては、モバイルルーターの貸付を行っています。ただし、モバイルルーターを使うためのデータ SIM の契約は家庭で行い、通信料は家庭の負担となります。

Q 6. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？

A 6. 学習者用タブレットには、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを導入し、小学校推奨・中学校推奨基準のアクセス制限を掛けています。

Q 7. 持ち帰るための専用ケースはありますか？

A 7. 専用ケースは用意をしていません。外部からの衝撃にある程度耐え、生活防水・防塵のタブレットを選定しています。しかし、衝撃等による故障の可能性も考えられますので、貸付物品であることを理解の上、破損等に対して各自での対応をお願いします。

Q 8. 学習者用タブレットは個人的な旅行に持って行ってもよいですか？

A 8. 原則、個人的な旅行への持ち出しは認めません。修学旅行や社会科見学等の際の持ち出しは学校が判断します。学校外での使用に当たっては、学校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。

Q 9. 学習者用タブレットが壊れてしまった場合は、タブレットを使う学習についてはどうなりますか？

A 9. 学校に「亡失・毀損届」を提出してもらった上で、すぐに学校から交換機の貸付を行います。その後、学校が保守業者に連絡し、壊れた学習者用タブレットをメーカー修理に出します。修理完了後、再交換するかは学校が個別に判断します。

Q10. 学習者用タブレットを壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？

A10. 過失や自然故障については、市教育委員会が負担します。  
ただし、学校より故意又は重大な過失によるものとされた場合は、児童生徒(保護者)負担になります。

Q11. 紛失・盗難にあった場合にはどうすればよいですか？

A11. 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。また、学校に「亡失・毀損届」を提出することになります。なお、学校より故意または重大な過失によるものとされた紛失・盗難の場合は、児童生徒(保護者)負担により原状復旧又は対価を弁償していただくこととなります。

Q12. 学習者用タブレットの紛失や損傷があり、保護者が原状復旧をすることになった場合、どのくらいの費用がかかるのでしょうか？

A12. メーカーへ修理依頼する場合、修理内容にもよりますが2万円～5万円程度の費用がかかります。全損や紛失となれば、同型機又は同等品の交換費用の全額負担となる場合もあります。

Q13. 保護者による損害賠償に備えて入ることのできる保険はあるのでしょうか？

A13. 学習者用タブレットは、学校の備品を借受する受託品となります。保険への加入をご検討されるのであれば、特約などに受託品の損害賠償保証がある保険に入る必要があります。現時点で契約している火災保険、自動車保険、個人賠償責任保険などで受託品としてのタブレットが対象となるかは、各々の保険窓口にご相談ください。

Q14. 学習者用タブレットは家族が使用してもよいですか？

A14. 学習者用タブレットは、児童生徒が学習活動に使用するために貸与されるものであり、学習補助や学習準備目的の使用を除き、児童生徒本人以外は使用できません。

Q15. 学習者用タブレットをどのような学習場面で使用するのですか？

A15. 授業においては、一斉学習の場面で双方向型の授業を行うことができます。また、同時に別々の学習課題に取り組むことができ、それぞれの学習状況に応じた個別学習が可能になります。さらに、協働学習に取り組む際には、児童生徒同士で双方向の意見交換が可能になり、多様な意見に触れることで理解を一層深めることができます。新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、児童生徒の学びを継続させるためのツールとして活用します。

Q16. 学習者用タブレットには、どのようなアプリが入っていますか？

A16. ベネッセコーポレーションの「ミライシード」というアプリを導入しています。このアプリは、学習ドリルソフト、授業支援ソフト、カードによるプレゼンテーション作成ソフト、学習履歴や授業の成果物を管理するソフトなどが詰まった統合型のアプリです。その他、プログラミング学習用の無料アプリも導入しています。